

# 相馬市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
令和元年度	人 34,708	千円 24,264,773	千円 707,721	千円 2,520,491	% 10.4	% 11.1

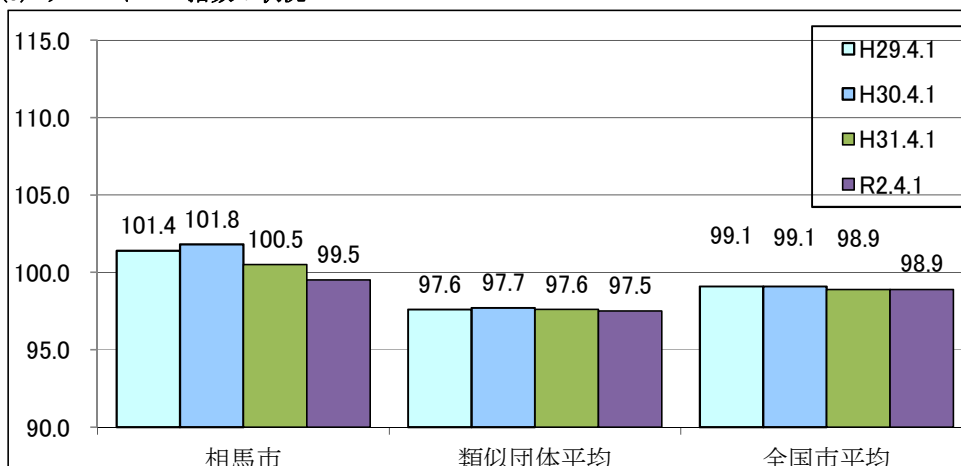
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和元年度	人 295	千円 1,090,368	千円 269,506	千円 449,792	千円 1,809,666	千円 6,134	千円 5,821

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計における平成31年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や

経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 令和2年のラスパイレス指数は令和2年12月ごろに公表予定です。

### (4) 給与改定の状況

※相馬市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。  
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[  実施 ・  未実施 ]

②地域手当の見直し

(支給割合) 1級地について、国基準20%に対し、相馬市においても20%を支給。

(実施時期) 平成31年4月1日より全国市長会(東京)に職員を1名派遣したことにより実施。

③その他見直し内容

該当なし

### (6) 特記事項

1 相馬市では、平成16年度から平成21年度まで、相馬市独自に職員給与を減額し支給していました。

○給料表1、2級=給料月額の2%、3、4級=給料月額の3%、5~7級=給料月額の5%(平成18年3月31日以前は別率)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
相馬市	41 歳	320,000 円	389,268 円	345,486 円
福島県	42.9 歳	328,600 円	413,076 円	—
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	42.2 歳	314,522 円	363,511 円	338,874 円

※平均給与月額(国比較ベース)とは、国家公務員と同じベース(給料に扶養手当・住居手当・管理職手当を加算)で再計算したもの。

#### ②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
相馬市	52.3 歳	338,200 円	356,111 円	346,918 円	—	—	—	—
うち清掃職員	57.8 歳	274,300 円	345,350 円	281,800 円	廃棄物処理業従業員	46.2 歳	300,100 円	1.15
うち自動車運転手	49.7 歳	348,000 円	387,900 円	370,500 円	自家用乗用自動車運転手	57.3 歳	208,600 円	1.86
うち用務員	55.6 歳	348,000 円	354,900 円	351,729 円	用 務 員	55.9 歳	207,900 円	1.71
うち学校給食員	50.8 歳	341,000 円	354,671 円	350,312 円	調 理 士	47.2 歳	242,700 円	1.46
福島県	56.6 歳	328,000 円	367,066 円	—	—	—	—	—
国	50.9 歳	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	307,354 円	327,025 円	319,590 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
相馬市	—	—	—
うち清掃職員	5,271,700 円	4,166,100 円	1.27
うち自動車運転手	6,430,600 円	2,575,400 円	2.50
うち用務員	5,909,600 円	2,862,400 円	2.06
うち学校給食員	5,917,252 円	3,166,600 円	1.87

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
相馬市	41.8 歳	303,200 円	328,822 円
福島県 (小中学校(幼稚園))	47.3 歳	390,400 円	429,068 円
類似団体 (小中学校(幼稚園))	38.4 歳	279,653 円	305,907 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分	相馬市	県	国	
一般行政職	大学卒	186,500円	193,100円	182,200円
	高校卒	153,900円	158,400円	150,600円
技能労務職	高校卒	159,900円	156,300円	—
	中学卒	138,500円	147,800円	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	180,900円	215,400円	—
	短大卒	166,700円	169,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

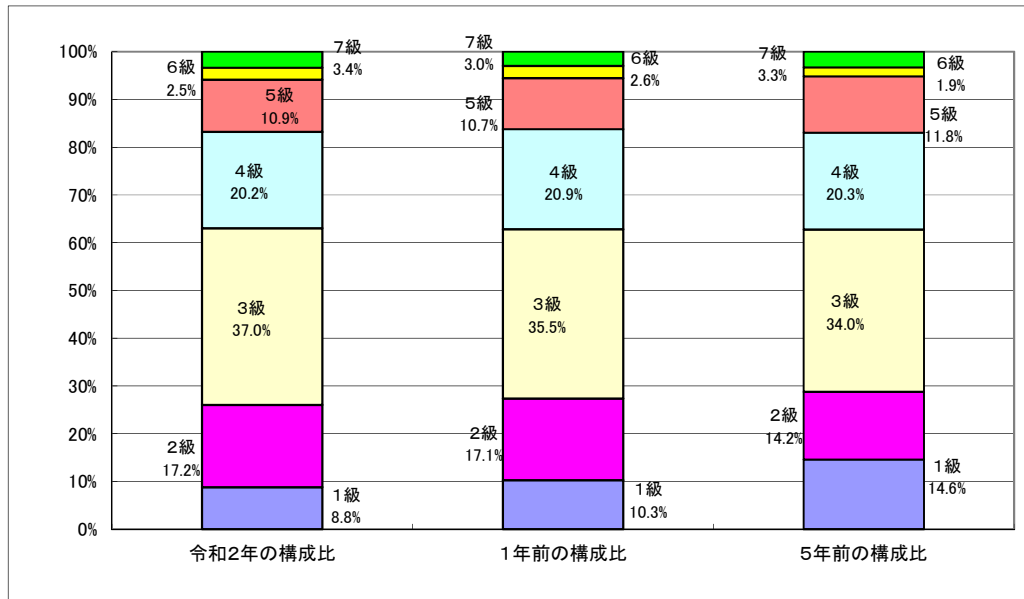
区分	学歴	経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	292,000円	341,900円	368,400円	387,600円
	高校卒	251,600円	325,000円	340,900円	368,300円
技能労務職	高校卒	—	—	318,800円	339,200円
	中学卒	—	—	—	345,900円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

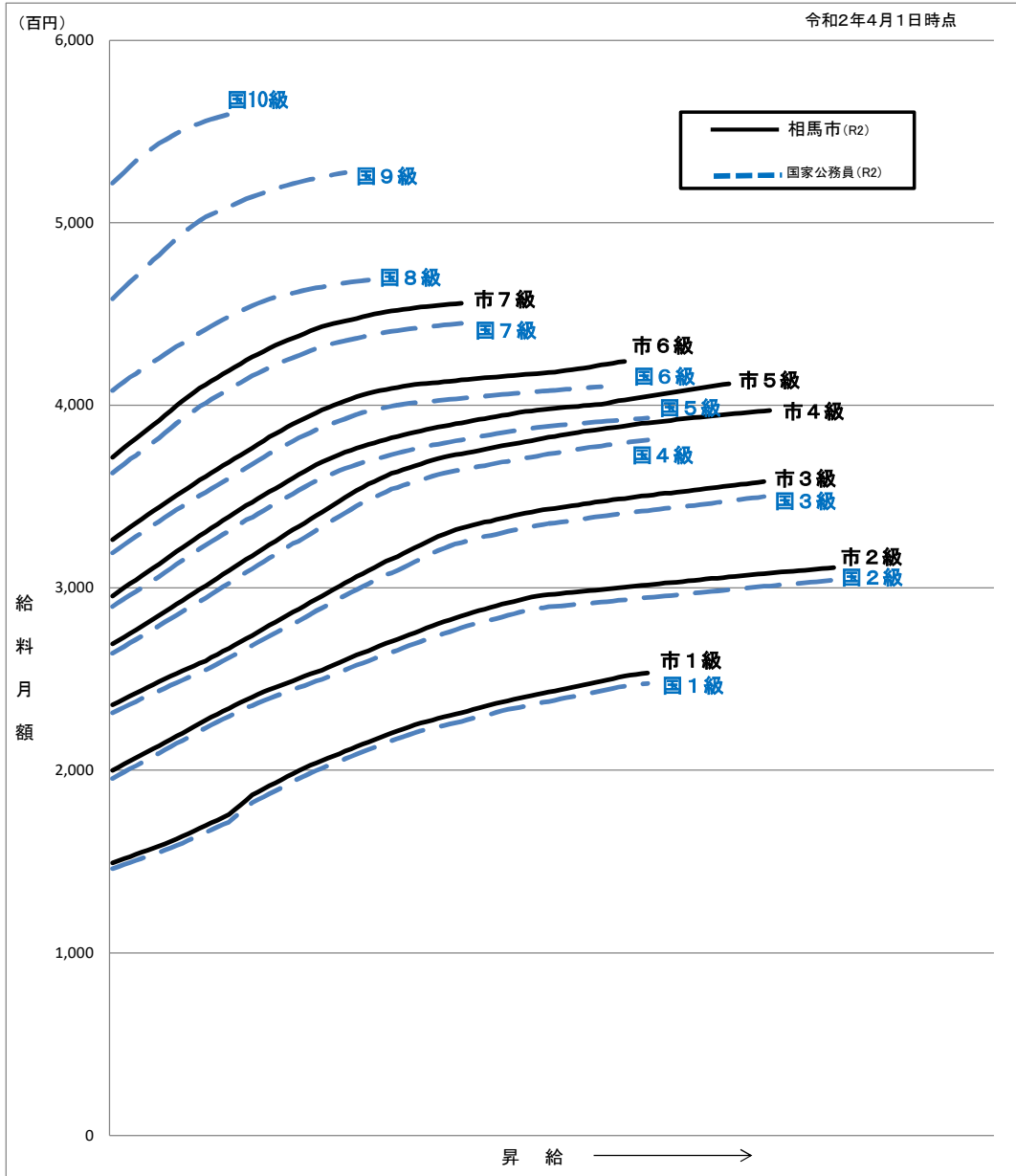
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	21人	8.8%	149,300円	253,300円
2級	主査	41人	17.2%	199,900円	311,100円
3級	係長・主査	88人	37.0%	235,800円	358,200円
4級	主幹・課長補佐・主任主査	48人	20.2%	269,200円	397,200円
5級	課長・室長・所長	26人	10.9%	295,500円	411,900円
6級	部長・参事	6人	2.5%	326,400円	424,100円
7級	部長・局長	8人	3.4%	371,500円	455,900円

(注) 1 相馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（相馬市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

○職員の仕事評価の状況

地方公務員法の改正により、導入が義務化され、本市では平成30年度から試行的に導入いたしました。

人事評価制度は、職員個人の自己実現や能力開発、職務レベルの向上を図ることで、最終的に組織力を高め、住民サービスの向上に資することを目的としています。そのため、制度に対する理解を深める評価者訓練等の研修を行っていくとともに、職員からの意見なども踏まえながら、より良い制度とするため今後も努めます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

相馬市	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,552 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,772 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40) 月分 (0.95) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.40) 月分 (0.95) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（相馬市）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

相馬市			国								
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年						
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分						
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分						
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分						
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分						
その他の加算措置			その他の加算措置								
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)								
(退職時特別昇給 無 )											
1人当たり平均支給額											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自己都合</td> <td>5,308 千円</td> </tr> <tr> <td>勸奨退職</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>定年退職等</td> <td>22,314 千円</td> </tr> </table>			自己都合	5,308 千円	勸奨退職	0 千円	定年退職等	22,314 千円			
自己都合	5,308 千円										
勸奨退職	0 千円										
定年退職等	22,314 千円										

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日）

支給実績(令和元年度決算)	576 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	576,240 円

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)	378 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	2,150 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	4.6 %
手当の種類(手当数)	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務職員の手当	右記業務に従事した職員	市税及び税外収入金の徴収、外勤事務に従事した職員	103 千円	日額500円
清掃業務員の手当	右記業務に従事した職員	清掃作業にもつばら従事する職員	121 千円	日額250円
社会福祉課職員の手当	右記業務に従事した職員	福祉事務所に勤務し、現業を行う職員又は指導監督を行う職員	148 千円	月額4,100円
児童指導員・保育士の手当	右記業務に従事した職員	児童養護施設に勤務する職員で、児童の指導及び保育に従事する職員	0 千円	月額3,300円
防疫作業員の手当	右記業務に従事した職員	伝染病・防疫作業に従事した職員	0 円	日額250円
行旅死病人・変死人収容作業の手当	右記業務に従事した職員	行旅死病人・変死人の収容作業に従事したとき	7 千円	1件当たり3,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	166,720 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	526 千円
支給実績(30年度決算)	101,580 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	331 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度実績)
扶養手当	①配偶者および父母等 6,500円 ②子 10,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同		33,458 千円	244,219 円
住居手当	①月額20,500円以下の場合 家賃-9,500円 ②月額20,500円を超える場合 (家賃-20,500円)÷2+11,000円 (27,000円限度)	異	【国の制度】 ①家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)÷2+11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円	16,783 千円	284,458 円
通勤手当	①交通機関利用 月額 63,000円まで全額支給 ②自動車等利用 2km~80km 2,200円~46,300円	異	自動車等使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している。	12,314 千円	62,192 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給。(給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当は支給されない) ①本庁の部長 66,000円 ②本庁の参事 50,000円 ③本庁の課長 47,000円 ④本庁の主幹 38,000円	異	国では、官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている。	25,705 千円	584,205 円
宿日直手当	一般の宿日直 5,100円	異	一般職員の手当額 5,300円	1,239 千円	5,100 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要等により週休日または休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合や平日の深夜に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給区分に応じて定める額) 週休日等の勤務については4,000円~8,000円(6時間を超える勤務は5割増) 平日深夜については、2,000円~4,000円	異	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円~6,000円(6時間を超える勤務は5割増)、平日深夜については6,000円~3,000円	174 千円	10,235 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区分		給料	月額		等
給料	市長	985,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副市長	790,000 円	985,000 円 /	574,000 円	
報酬	議長	445,000 円	790,000 円 /	524,000 円	
	副議長	395,000 円	500,000 円 /	304,000 円	
	議員	375,000 円	450,000 円 /	264,000 円	
期末手当	市長	(令和元年度支給割合)			
	副市長	3.35 月分	420,000 円 /	250,000 円	
退職手当	議長	(令和元年度支給割合)			
	副議長	3.35 月分			
	議員				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期(48月)の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×45/100	2,128万円	任期ごと	
	備考	給料月額×在職月数×30/100	1,138万円	任期ごと	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

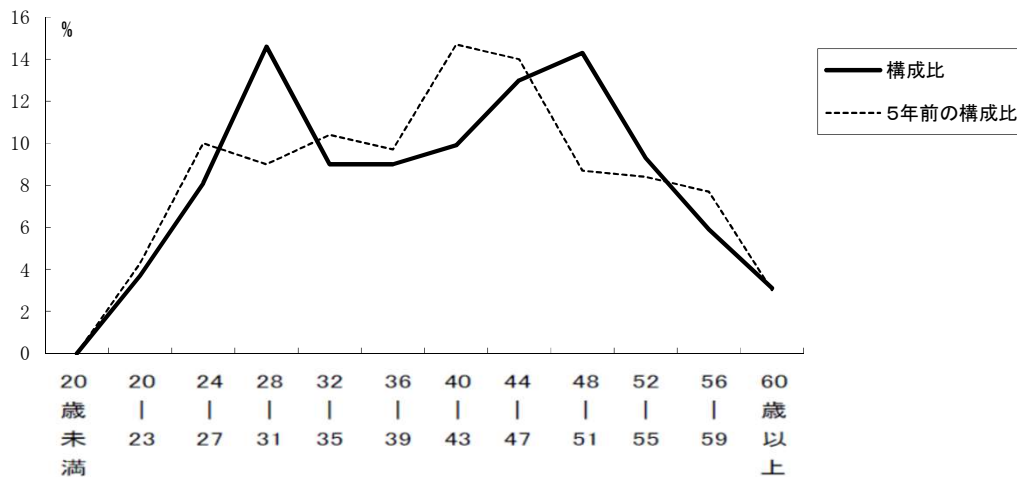
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	令和2年		
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総 務	77	80	3	人事異動に伴う増員
	税 務	22	22	0	
	民 生	26	26	0	
	衛 生	24	24	0	
	農林水産	19	20	1	人事異動に伴う増員
	商 工	7	7	0	
	土 木	34	35	1	復興業務に伴う業務増
	小 計	215	220	5	
特別行政部門	教 育	80	80	0	
普通会計計		295	300	5	
公営企業等 会計部門	下 水 道	9	9	0	
	そ の 他	13	13	0	
	小 計	22	22	0	
合 計		317 [ 401 ]	322 [ 401 ]	5 [ 0 ]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	12人	26人	47人	29人	29人	32人	42人	46人	30人	19人	10人	322人



### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 年度	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	199	197	202	209	215	220	21 ( 10.6 %)
教育	78	78	76	77	80	80	2 ( 2.6 %)
普通会計	277	275	278	286	295	300	23 ( 8.3 %)
公営企業等会計	22	21	21	21	22	22	0 ( 0.0 %)
総合計	299	296	299	307	317	322	23 ( 7.7 %)

※上記教育部門の職員数には教育長(1名)も含んだ数である。ただし、平成27年以降については、教育長(1名)は含めていない数である。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間の状況

- 勤務時間 8:30~17:15 (7時間45分) ※勤務時間は、勤務場所により異なる。
- 休憩時間 12:00~13:00 (平成21年4月1日~)
- 週休日 土曜日および日曜日
- 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

### (2) 職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇等の状況

年次有給休暇 20日

病 気 休 暇 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特 別 休 暇 特別休暇は、出産・結婚その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるとして「相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で定められている有給休暇です。規則で定められている主な特別休暇は次のとおりです。

種 類	日 数
産前産後休暇	産前：8週間以内、産後：8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間
育児時間休暇	1日2回(各30分以内)
配偶者出産休暇	2日以内
子の看護休暇	年に5日以内
生理休暇	その都度2日以内
忌引休暇	配偶者：10日、父母：7日など
夏季休暇	7/1~9/30の間に5日以内
ボランティア休暇	年に5日以内
結婚休暇	連続する7日以内
配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日以内

介 護 休 暇 介護休暇は、職員が配偶者・父母・子、配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子、祖父母・孫・兄弟姉妹、または生計が同じ三親等内の親族、配偶者の父母の配偶者で、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に、最大6か月を3回に分けて認められる休暇です。

育 児 休 暇 育児休暇は、職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができる休暇です。

## 8 職員の分限及び懲戒の状況

### 職員の分限及び懲戒の状況（令和元年度）

処分内容	処分者数	内 容
分限処分	免職	0人
	降任	0人
	休職	3人
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

公務能率の維持を目的とした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障の場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に行われます。

秩序の維持を図ることを目的とした制裁的処分で、職務上の義務違反や全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合等の際に行われます。

## 9 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法第30条に含むの根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

## 10 職員研修の状況

### 職員研修の状況（令和元年度）

研 修 名		受講者数
新規採用職員実務研修		12
新規採用職員研修（前期）		14
新規採用職員研修（後期）		0
管理監督者研修		21
テ マ 研 修	普通救命講習会	53
	交通安全研修	38
	接遇向上研修	77
	プレゼンテーション研修	24
	情報セキュリティ研修	91
	健康管理研修	0
	手話研修	18
	メンタルヘルス研修	54
	被評価者研修	160
	対話型研修	30
	認知症サポーター養成講座	56
	安全運転研修	17
公務員倫理研修	34	
用務員・給食調理員研修		53
ふくしま自治研修センター派遣研修		65
その他		7
合 計		824

## 1.1 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 主な健康管理事業

項目	対象者・検査項目	実施月、受診者数等
① 定期健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 市職員（人間ドック受診者を除く）</li> <li>検査内容 医師診察・身長体重・視力検査・聴力検査・腹囲測定・心電図検査・血圧測定・眼底検査・尿検査・胸部X線・胃部間接撮影・血液検査・大腸ガン検査（29歳以下は眼底検査・胃部間接撮影・大腸ガン検査を除く）</li> </ul>	令和元年11月 令和2年1月 受診者：174人 （臨時職員等を除く）
② 破傷風予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 生活環境課・放射能対策室・農林水産課・都市整備課・土木課・下水道課・教育部総務課に新たに配置となった職員（嘱託等含む）</li> </ul>	令和元年6月～令和2年2月 受診者：12人
③ B型肝炎予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 生活環境課・社会福祉課・放射能対策室に新たに配置となった職員（嘱託等含む）</li> </ul>	令和元年6月～令和2年2月 受診者：4人
④ 子宮頸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 希望する女性職員</li> </ul>	令和2年1月・2月 受診者：7人
⑤ 人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象 市職員（180人まで、自己負担あり）</li> <li>検査内容 日帰りドック（婦人がん検診を含む）</li> </ul>	令和元年7月～令和2年2月 受診者：137人

### (2) 相馬市職員共助会の事業

相馬市職員共助会を規約に基づき設置して、会員は相馬市役所職員、相馬方部衛生組合職員、相馬地方広域水道企業団職員より組織されており、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、地方公務員としての品位を保持し、職務の完遂をとらして地方自治の発展に貢献することを目的として事業を実施しています。

※令和元年度（決算）

■ 会員数 568人（平成31年4月1日現在）

■ 会員（職員）掛け金 金額 14,981千円  
掛金率 給料月額×7/1,000

■ 市交付金等 2,490千円（相馬市）  
510千円（相馬方部衛生組合）  
143千円（相馬地方広域水道企業団）  
合計 3,143千円（全体）

#### ■ 事業内容

- ・ 給付事業・・・ 会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝金、見舞金の給付を行う。
- ・ 体育・文化事業・・・ スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等について、費用の一部を助成する。
- ・ 健康管理事業・・・ 人間ドック、インフルエンザ予防接種受診者に対して、費用の一部を助成する。

事業運営に必要な経費は、主に会員（職員）掛金と市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金により賄われています。なお、給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金は「地方公務員が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

## 1.2 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行のため、退職後に営利企業等へ再就職した元職員に対し、現職職員への契約等事務についての働きかけを禁止するなど、適正な退職管理に努めています。